

別紙様式第九（裏面）

注 意 事 項

- 1 この証は各面をよく読んで大切に持っていてください。
- 2 この証によって療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等ごとに1か月につき、別に定められた額を限度とします。
- 3 医療機関若しくは薬局又は指定訪問看護事業者について療養を受けるときには、その窓口で電子資格確認を受けるか、必ずこの証を資格確認書に添えてその窓口で渡してください。入院療養を受ける場合には、退院するまで、この証は保管されて、退院の際に返付されます。
- 4 自衛官等としての身分を失ったとき、認定の条件に該当しなくなったとき、有効期限に達したとき又は高齢者医療を受けることができるようになったときは、5日以内にこの証を発行者に返納してください。
- 5 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。
- 6 表面の記載事項に変更があったときは、遅滞なく発行者に差し出して訂正を受けてください。

備考1 用紙の大きさは、縦127ミリメートル横91ミリメートルとする。

- 2 「男女」欄は、該当しない文字を消すこと。
- 3 「有効期限」欄には、この証が無効となる日の前日までを記載すること。
- 4 適用区分欄には、適用対象者が防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第17条の6の2の2第1項第2号に掲げる者である場合は「ア」と、同項第3号に掲げる者である場合は「イ」と、同項第1号に掲げる者である場合は「ウ」と、同項第4号に掲げる者である場合は「エ」と記載すること。